

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F  
TEL : 03-6273-3672  
FAX : 03-6273-3673  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園のモルモットたち】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

|           |  |      |
|-----------|--|------|
| 6月<br>207 | ・新しい資本主義とは.....                                | P 1  |
|           | ・最高裁で相続税の不動産評価で初判<br>～行き過ぎた節税対策にメスが入るのか～ ..... | P 4  |
|           | ・間違えやすい特別利子補給制度の経理処理.....                      | P 5  |
|           | ・キャリアアップ助成金(正社員化コース).....                      | P 6  |
|           | ・新型コロナウイルス感染による保険給付について.....                   | P 8  |
|           | ・私の履歴書 ~その14~ .....                            | P 9  |
|           | ・編集後記・事務所カレンダー .....                           | P 12 |



## ．新しい資本主義とは

副所長 新貝 育生

5月31日に経済財政諮問会議から骨太方針の原案が示され、6月7日に閣議決定されました。骨太の方針は経済財政に関する政権運営の基本方針で、翌年の予算や税制はこれらに沿って策定されることとなる重要な方針です。

昨年は新型コロナウイルスへの対応の真っ只中でしたので、その対応と、コロナ後の成長戦略が多くを占めていました。今回は岸田総理になって初めての内容でしたが、ポイントは以下のとおりです。



重点分野「人」「科学技術・イノベーション」「スタートアップ」「グリーン」「デジタル」に予算を集中的に配分し、官民連携による計画的な重点投資をして、課題解決に取り組みながら経済成長を目指す。

財政再建の方針は変わらないものの、物価高、コロナウイルス感染症への引き続きの対策も踏まえ必要に応じた躊躇ない財政出動をする。

単年度予算の枠組みにこだわらず、基金等を活用した中長期的視点で計画的かつ効率的な財政運営を目指す。

緊迫した国際情勢を踏まえ、防衛費の増額や経済安全保障対策を進める。

総裁選、その後の総選挙で訴えた“分配”のうち金融所得課税の強化は、その後の市場の反応に耳を傾け柔軟に軌道修正されているようで、賃上げと資産所得倍増プランに触れながら、成長戦略へ重点を置いた内容となっていました。以下、今後の政策（そこから紐づけられる予算の使い道）のいくつかを検討してみたいと思います。

前文では、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、地球温暖化問題に触れながら、「この難局を単に乗り越えるだけでなく、こうした社会課題の解決に向けた取り組みそれ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付け、（中略）課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する『新しい資本主義』を起動すること」と述べられています。紛らわしい言い方が多いですが、課題解決（例えば少子化問題や地球環境問題）が結果的に経済成長や国の発展につながることを目指そう、ということはわかりました。

第2章では具体的な重点分野と、社会課題解決に向けた取り組みについて述べていますが、そのうち金額のインパクトのあるものが、「人」と「グリーン」です。

### （1）人への投資

スキルアップ、多様な働き方の推進、質の高い教育、賃上げ・最低賃金の引上げ、資産所得

倍増プラン等が挙げられています。その中では、「2024年度までの3年間で4,000億円規模の予算をつけ『働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援』する」とあり、学びなおしやキャリアアップへの学習の機会について助成金・補助金を整備するようです。成長分野への人の移動を促すことを目指しているため、やる気のある人には朗報だと思いますが、成長分野でない業種にとってはどうみればよいでしょう？人材流出の危機かもしれず、結果的にどの業種でも社員教育もしくは賃上げに取り組むことになるかもしれません。

中小企業にもかかわってきそうなのが、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む、とある点です。日本特有のメンバーシップ型雇用だけでなく、働く人の様々なニーズに対応して、ジョブ型雇用などの働き方を選択できるようにする等、就業規則の見直しなど環境づくりが必要になる可能性があります。

賃上げはコストではなく「未来への投資」と位置づけ、抜本的に拡充した賃上げ促進税制を整備しつつ、全国加重平均1,000円以上を目指すそうです。ただ賃上げは利益が出ていないとなかなかできないですし、物価高の中どの程度後押しになるかは疑問です。

人への投資なのかよくわからないのは、「貯蓄から投資のための『資産所得倍増プラン』を策定し、NISAの抜本的拡充やiDeCoの改革をする」についてです。投資をしやすい環境を整えたうえで、日本全体で貯蓄として眠っている約1,000兆円を投資に回すことにより、株式市場にお金を回す、ということのようですが、そもそも日本人が投資に消極的な理由は、元本割れの恐れがあるくらいなら現状維持、と考えているからではないでしょうか。バブル期の痛い教訓から抜けきれないこともあり、銀行に預けておけば増えることはなくとも減ることもない、という意識を変えるのは容易ではありません。



ただ昨今の円安や物価高の影響により、お金の価値自体が下がっています。つまり同じ金額で購入できるものは以前より減ってしまっており、そんな中では増やすというより、現状維持するための何か、として現預金で置いておくより投資信託をはじめとする証券投資へお金を回すというのは、一つの対策になる可能性があります。そのための原資がないと考える方も大勢いると思いますが・・・

## (2) グリーントランスフォーメーションへの投資

略して“GX投資”は今回の目玉で、2050年カーボンニュートラル実現を見据え、今後10年間に官民あわせて150兆円超の投資を実現することを目指しているそうです。そのための呼び水となる十分な規模の政府資金を「GX経済移行債(仮称)」により先行して調達し、複数年度にわたり投資支援に回していくそうです。



具体的な内容は見えませんが、カーボンプライシング(排出した二酸化炭素の量に応じて企業や家庭に金銭的なコストを負担してもらう制度)の枠組み作りの中で、排出量を減らした企業がなんらかの利益を得られるような仕組みと、そのための設備投資を促す、といったことかと思えます。

一方自動車については、2035年までに新車販売で電動車100%とする目標等に向けて、蓄電



池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充電インフラの整備等による集中的な導入を図るとあります。今後は電気自動車等（ハイブリッド車を含む）で、という方向性が明確化されており、消費者、事業者に関連する補助金が整備されると思います。半面、中小サプライヤー等の業態転換を促しており、電気自動車等によって変わっていくことでいなくなる部品の製造事業者は、補助金などを通して事業構造を再構築するよう後押しする内容になっており、すそ野の広い自動車産業の大きな転換点を意識しています。

第3章は安全保障上の課題について個別に取り上げています。ロシアのウクライナ侵攻により一変した世界情勢に触れ、それにより、外交・安全保障、経済安全保障、エネルギー、食糧安全保障、の強化を進める内容となっています。

プーチン大統領が戦争という最も非効率な選択をしたことは驚きですが、まさかが起こりうるのだ、ということも改めて考えさせられました。想定外の事態が事業継続に影響しかねないリスクとなっている事業者も数多くいるでしょう。リスクの想定範囲と、事業方針などを改めて見直す必要があるように思います。

第4章の中長期の財政運営について今回特筆すべきは、前文で「危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む」とし、いわゆる「プライマリーバランス」の2025年目標は実質的に後退したことです。

一方、効率的な財政運営を心掛けるため、「年度末の予算消化などの予算単年度主義に起因する弊害についても、年度を跨ぐ予算執行が可能となるよう、柔軟かつ適切に対応する」とあります。昨年もそうでしたが、「ワイズスペンディング“wise spending” - 賢い支出」「EBPM “Evidence based Policy Making” - エビデンスに基づく分析と政策の立案」という単語が散見されます。ワイズスペンディングは、ケインズがかつて「不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対して選択的に行うことが望ましい」との主旨で論じたそうですが、「政府が、民間の予見可能性を高め、民間投資の呼び水となる効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を思い切って行うことで、長期にわたり低迷してきた民間投資を喚起し、可及的速やかに経済を安定成長経路に乗せていく必要がある」と本来の主旨に立ち返った方針を示しています。

財政健全化については先ごろ政府の長期債務が1,000兆円を超えた、と発表がありました。現実問題として税収が60兆前後しかない中、毎年の予算でさらに40兆円近くの国債でまかなっており、1,000兆円の債務の返済など夢のまた夢のようにも思えます。このことは長期的に日本の信用力、ひいては国際的な競争力低下につながりかねない問題です。



その他で気になった点ですが、

カタカナや省略英語が多すぎて、とにかく読みにくくなっています。ネットでその都度単語・略語の意味を調べないと前へ進まず、日本国の方針表明として如何なものでしょうか？

持続可能な社会保障制度を目指す中での、「勤労者皆保険」へ方向性が見えます。今まで

社会保険の対象外とされてきた人・業種にとって、将来的な社会保険料の賦課が考えられます。

「日本銀行においては、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。」とあり、当面円安局面は続きそうです。

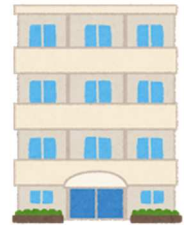
国民皆歯科健診について具体的に検討、とありますが歯は大事です。ちなみに私は10年前から、3か月に一度クリーニングを受けており、虫歯などの早期発見につながっています。これを機に保険適用になればありがたいな、と思います。



## ・最高裁で相続税の不動産評価で初判断

～ 行き過ぎた節税対策にメスが入るのか ～

相続した不動産の評価方法は、相続税評価基本通達により土地は路線価方式と倍率方式、建物は固定資産税評価額により評価することとなっています。一方、同評価基本通達6項には「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」とあります。



4月にこの評価基本通達6項に基づく鑑定評価額を採用した国側の主張を認め、原審が維持され納税者の敗訴が確定しました。最高裁で同6項の適用を認める判決が出たのは初めてです。

### 1. 【事件概要】節税を意図し借入金で不動産を購入、相続開始後には売却

|        | 甲不動産        | 乙不動産        | 計          |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 購入時期   | 相続開始前約3年5ヵ月 | 相続開始前約2年6ヵ月 |            |
| 購入価格   | 8億3,700万円   | 5億5,000万円   | 13億8,700万円 |
| 借入額b   | 6億3,000万円   | 4億2,500万円   | 10億5,500万円 |
| 通達評価額a | 約2億0004万円   | 約1億3,366万円  | 約3億3,370万円 |
| 節税額a-b |             |             | 7億2,130万円  |
| 鑑定評価額c | 7億5,400万円   | 5億1,900万円   | 12億7,300万円 |
| 更正額c-a |             |             | 9億3,930万円  |
| 売却価格   | 売却せず        | 5億1,500万円*  |            |

\*売却は相続開始後9ヵ月

2棟合計14億円弱となる本件各不動産購入と銀行借入れがされたことで路線価に基づく通達評価額が購入額の4分の1以下となり、債務控除等の適用により相続税の申告額は0になっていました。

## 2. 【判決論旨】本件は租税負担の公平に反する事情があり、平等原則に違反せず鑑定評価は適法

今回の判決では、「通達評価額と鑑定評価額の価格の大きな乖離<sup>かいり</sup>だけをもって評価通達6項を適用する事情、つまり評価通達の定めによる画一的評価をすることが“租税負担の公平に反する”というべき事情があるとはいえない。」としています。むしろ、節税意図をもって不動産購入や銀行借入といった行為を考慮した結果、同6項に基づく鑑定評価を認めているといえます。

## 3. 【今後の動向】財産評価基本通達6項の明確な適用基準は示されていない

国税局の判決のコメントでは「判例の内容にかかわらず、今後とも適正・公平な課税に努める」としており、今後の運用が気になるところです。借入によるタワーマンション購入、不動産小口化商品など通達評価額と時価との乖離を利用した節税策など、節税商品とも呼ばれる不動産が多い中、注目される判決と言えます。もっとも事例のように10億も借りることができる方もそうそういないと思いますが、極端な節税には注意が必要です。



(担当：監査部第2課)



## 間違ってやすい特別利子補給制度の経理処理

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資は、9月末まで延長となりました。特別利子補給制度の申請受付期限も、令和5年2月28日まで延長されています。この特別利子補給制度、もう一度経理処理について確認をしておきましょう。

### 1. 特別利子補給制度とは

特別利子補給制度とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫など、政府系金融機関から新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付により借入を行った場合に、その借入利子のうち最長3年間分が実質無利子となるよう、利子相当分を補給する制度です。

### 2. 収益計上時期

この特別利子補給制度については、事前に最長3年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収益として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収益が確定し、無利子化される性質のものと考えられますので、その支払利子(費用)の発生に応じて、その発生する支払利子と同額の収益を計上します。

なお、この場合の会計処理については、交付を受けた利子補給金の額を、一旦前受金等として負債の部に計上し、支払利息の費用処理に合わせて、その支払利息相当額を前受金等から利子補給金収入等の収益の部に振り替えます。税務上の取扱いも同様です。



資料 国税庁HPより

### 3. 消費税の取り扱い

利子補給金の受け取りは、その名称に「利子」とついているため、「利子だから非課税取引？」と思われるかもしれませんが、そうではありません。

利子補給金は金融機関への利子の支払いに充当する目的で交付されるものであり、国や地方公共団体に金銭を貸し付けた見返りにもらうものではないため、非課税売上げではなく不課税売上げとなります。



(担当：監査部第2課)



## キャリアアップ助成金（正社員化コース）

### 令和4年度の改正点

キャリアアップ助成金（正社員化コース）は、9年前に創設された助成金です。契約社員を正社員に転換したときに受給できる助成金で、比較的取得しやすい助成金というイメージがありましたが、令和4年度は大きな変更点があります。助成金を申請する際に注意をしないと不支給になる可能性があります。



### 1. 令和4年4月1日以降の転換に適用される変更点

有期契約社員から無期契約社員への転換は廃止になりました。したがって、以下の2パターンの転換のみが助成金の対象となります。

| 転換区分          | 中小企業          | 大企業             |
|---------------|---------------|-----------------|
| 有期契約社員 正社員    | 57万円 (72万円)   | 42.75万円 (54万円)  |
| 無期契約社員 正社員    | 28.5万円 (36万円) | 21.375万円 (27万円) |
| 有期契約社員 無期契約社員 | 令和4年度廃止       |                 |

助成額は、1名当たりの助成額です。

( )内は、生産性要件が適用された場合の1名当たりの助成額です。

生産性要件とは・・・

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年度前に比べて6%以上伸びていること(金融機関から一定の事業性評価を得ている場合は、その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること)、3年度前の初日に雇用保険事業主であることが必要です。

**生産性 = 付加価値 / 雇用保険被保険者数**

付加価値とは・・・

**付加価値 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課**

の式で算定し、直近の会計年度およびその3年度前もプラスであることが要件です。

その他注意点として、人件費は従業員給与のみを算定し、役員報酬等は含めないとされており、生産性要件の算定対象期間に事業主都合の離職者(例えば解雇)を発生させていないことも要件となります。

## 2. 令和4年10月1日以降の転換に適用される変更点

### 変更1. 転換対象である正社員の条件の変更

|     |  |
|-----|--|
| 現行  | 同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている社員        |
| 改正後 | 上記の社員のうち「賞与または退職金の制度」かつ、「昇給」が適用されている社員 |

今までは、正社員に転換した後の労働条件通知書で「賞与」や「昇給」が有りになっていない場合でも、助成金は支給されてきました。しかし、令和4年10月1日以降に転換される正社員については、「賞与または退職金」かつ「昇給」が労働条件通知書で有りになっていないと助成金は支給されません。就業規則にも明確に、いつ支給するか明示されていることが必要です。昇給・賞与・退職金の全てがある会社はいいのですが、そうでない場合は、昇給と賞与、または昇給と退職金の組み合わせが規定上明確になっていることが条件となります。賞与と退職金制度がない会社は申請ができないと考えてください。





## 変更 2 . 非正規雇用の定義の変更

|     |  |
|-----|--|
| 現 行 | 6 ヶ月以上雇用している有期または無期雇用社員  |
| 改正後 | 賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を 6 ヶ月以上受けて雇用している有期または無期雇用社員 |

今までは非正規雇用の定義がわかりにくかったのですが、転換前 6 ヶ月の有期雇用社員または無期雇用社員の期間に「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されていることが転換の条件となりました。つまり、転換前 6 ヶ月に適用される就業規則は「正社員と異なる雇用区分」にしておくことが必須条件となります。

したがって、令和 4 年 10 月 1 日に正社員転換する場合、令和 4 年 4 月 1 日から「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を受けている必要があります。この条件を知らずに、従来の「正社員と同じ雇用区分」の就業規則を適用している場合は、助成金を申請しても不支給となる可能性があります。

今後は、正規雇用と非正規雇用の就業規則をそれぞれ作成しておくこと、加えて賃金の体系も違いが明確にわかるものにする必要があります。

昨年からの他の助成金についても廃止となったものがあります。自社で申請を考えて準備を進めてきたものが、廃止になっている可能性もありますので、改めて確認をしてください。



(担当：総務部)



## ・新型コロナウイルス感染による保険給付について

新型コロナウイルスとの闘いも 3 年が経過し、徐々に以前の生活を取り戻していける兆しが見え始めています。これまでに新型コロナウイルスに感染された方は大変な思いをされた事と思います。

各生命保険会社でも、新型コロナウイルスに対応した支払い要件の緩和や、保険支払額の増額等の措置が講じられています。罹患された方は、契約している保険の内容を確認いただき、ご不明な点は各代理店へお問い合わせください。

### 【各社共通の対応】

入院給付金（対象となる保険種類：医療保険等）

病気の治療のための入院に該当し、医療保険等の入院給付の対象となります。

また、陽性判定が無くとも、医師の判断により入院された場合（偽陽性、陰性、症状の有無に関わらず）も入院給付金の支払対象となります。

この場合の「入院」には、医療機関等の事情により、ご自宅や隔離施設等での療養も対象となることがあります。

死亡保険金

疾病による死亡と同様に、死亡保険金の対象となります。

## 保険料払込延長期間の対応

保険料の払い込みや保険契約の更新に関して各社が猶予期間を設けるなどの特別措置を講じています。

### 【各保険会社独自の対応】

#### （入院給付金）

基本的には各社ともに証明書や診断書の提出が義務づけられているようですが、医師の診断書や証明書が無くても、自己申告により入院給付金を支給する対応を取っている保険会社もあるようです。

#### （死亡給付金）

保険会社によっては、災害割増特約の対象として、死亡保険金に加算して支給する対応を取っています。

給付に関する**期限は罹患されてから概ね3年以内**とされておりますが、今回の特例措置で各社の対応によりますので、契約をされている各保険会社様へご確認下さい。



（担当：監査部第4課）



## ・私の履歴書（その14）

～ 建設業の再生に向き合って ～ 所長 佐藤 英人

### 1. 建設業の大不況時代

バブル崩壊の影響を最も受けた業種の一つが、前回取り上げた旅館・ホテルやゴルフ場・スキー場などのリゾート施設を建設した建設業そのものでした。旺盛な金融機関の融資攻勢の中で、建設業者自らも大型投資物件に手を出した結果、痛手を被りました。



私どもの地元では、足利銀行が建設業者などを軽井沢に月1回集めて投資案件を発掘し融資を進めていました。この貸出債権が足利銀行の倒産により子会社のやしお債権回収株式会社へ債権譲渡され、長く尾を引くこととなりました。

特に長野県では冬季オリンピック後の2000年に作家の田中康夫氏が脱ダム宣言を引っ提げて県知事に当選すると、従来型の公共投資主導による地方経済復興・維持の政策をひっくり返し、国交省予算を返上することとなりました。このため国交省予算は近隣他県へ回り、県下の公共工事中心のゼネコンは大きな荒波に飲み込まれました。また入札制度の公平化と透明化が全国に先駆けて行われ、地元だから取れるということではなく、どこの業者でも参加できるようになり、競争激化により赤字受注が恒常化し、建設各社の財務を悪化させました。



## 2 . 建設業の膨張

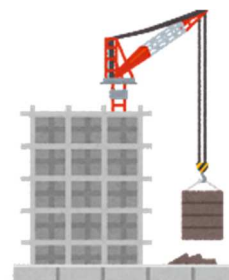
建設業従事者は昭和 40 年代には 180 万人だったのが 30 年後の 1997 年には 685 万人と 4 倍にまで膨張しました。1972 年に当時の田中角栄総理が発表した列島改造論による土地の買い占めにより不動産ブームが起き、地価が上昇、これを担保に大型設備投資が始まりました。続く 1987 年には第四次全国総合開発計画（通称：四全総）を策定し、「多極分散型国土の形成」理念に基づき全国各地に多様な拠点整備を目指したり、リゾート法での大型リゾート施設計画が目白押しとなりました。

バブル崩壊とベルリンの壁崩壊により世界のグローバル化が進展し、国内工場の海外移転により民間の建設投資が減少する中、景気テコ入れのため地方公共投資が政策的に行われ、いわゆる箱物建設と新幹線・高速道路の交通インフラ整備が地方で加速され、バブル崩壊後も高い水準で建設投資は続きました。このため農林業・製造業からの転職が相次ぎ、就業者の 10 人に一人が建設業といった、労働人口の受け皿になっていきました。ここに建設業の大不況が襲ったわけです。

## 3 . 建設業の特異性

建設業ほど様々な法令で規制がかかっている業種はないのではないのでしょうか？

まず建設業法では常勤役員の一人在 5 年以上の役員経験か管理責任者経験があること等の条件を満たしていないと建設業許可が受けられません。さらに一般建設業では 500 万円以上の自己資本、特定建設業では資本金 2 千万円かつ自己資本 4 千万円以上で欠損比率 20%未満、流動比率 75%以上でないと許可が継続できません。



さらに入札参加するには 29 業種ごとに経営審査事項で決算書や税務申告書を提出し、50 項目ほどの数値で「客観点」が決まり、さらには各県独自の新客観点が加味されます。最終的には ABC と 3 ランクに区分けされますが、それも国・県・市とそれぞれが少しずつ時期を含めて異なっており、また必ずしも A ランクがいいというわけでもなく、戦略的な判断が必要になります。

以前は過去 3 年間の売上高での X 点と決算書の 22 項目での Y 点が大勢を占めており、ここに一括下請けによる工事高のかさ上げや、粉飾決算が横行する下地がありました。その反省から今では一括下請けの禁止や、元請けと技術者数の Z 点と、25 項目のその他の W 点の比重が増え、また経営意欲(環境配慮、労働環境)や地域社会への貢献度を「新客観点」として加算された「総合点」などがすべて HP で公表され、入札参加資格の透明性・公平性が確保されています。

## 4 . 脱税・粉飾への会計事務所の温度差

関与先の脱税は会計事務所にとって致命傷となります。万一脱税ほう助が明らかになれば、税理士資格停止処分により業務停止となります。今でも毎年 4~50 件の懲戒処分が公表されており、最悪は資格停止処分での廃業となります。

それに対し粉飾の場合は、国税も調査時に粉飾があっても更正請求書を出さない限り積極的に減額してくれるわけでもなく、監督庁である国税庁から責任追及されることはありません。そのため建設業の入札参加資格を維持するための粉飾は**必要悪**として、当時は**目をつぶる**傾向にありました。

私もある仲間の税理士の会合で「**税理士として粉飾を見逃してはいけない!**」という話をしたときに、「もし本当の決算書を出して、金融機関が融資を断わったり、引揚げたらどうするのか?倒産して社長から責任追及されたらどうするのか?結局粉飾でよく使われる、在庫・売掛金・買掛金は会社が責任をもって数字を出してくるので、そのまま決算を組むしかないのではないか?」と質問があり、「**実態の決算書を出すときは、経営改善計画とセット**で出すことで金融支援を継続いただけるようにする必要がある。」と回答しましたが、どうも参加者は質問者の意見のほうに傾いてる雰囲気でした。当時は経営改善計画の作成そのものが少なく、ましてや会計事務所がその作成支援をするということ自体がほとんどない状態でしたから、今から考えると当時としては、当然の反応だったのかなと思います。

## 5 . 最初の建設業の再生

バブルでの投資案件で痛手を受け、低額受注により損失が続いていたある関与先のゼネコンですが、毎月初めに手形貸付の期限が来て、その借り換え時に会社へ呼ばれて支店長・融資担当者どうやって本店稟議を通すかという会議を1年近く続けました。担保の見直しや、最後は苦肉の策で自社の株券を印刷して追加担保に出したりしました。私からは「**第二会社方式によるバブル投資の不良債権切り離し**」を提案しました。支店長からも本部を説得していただき、幹部社員が社長になって新会社を設立、事業譲渡によって建設業を承継しました。

しかし他の債権者にも相応の負担をさせるべきとのことで、下請け会社に集まっていたとき、私と支店長より「**15%の買掛金の値引き**」をお願いし、1社を除き承諾いただきました。

また当時は経審の点数が承継できなかったため、新会社は旧会社の本社敷地を分譲販売する民間住宅建設を中心とした業態に転換しました。その後の別荘受注につながることとなり、早めに公共工事偏重から脱したのは正解でした。



## 6 . 会社法 22 条の失敗

しかし事業譲渡での失敗が一つありました。事業譲渡に旧会社の商号が含まれるときは、債務を承継しない旨を登記するか、または個別に通知する必要があることが、会社法 22 条で「商号続用」として規定されています。登記の場合は新会社の登記簿の最初に記載され永遠に削除されないため、このケースでは個別に金融機関への通知で対応しました。

ところが**子会社の連帯保証**をしていることを見逃しており、某金融機関から連帯保証の履行を新会社に催告されてしまいました。「会社法 22 条の対象債務に保証債務が含まれるか?」ということで争うことも検討しましたが、メイン銀行の方針を採用し、新会社でそのまま支払いしました。以後再生案件では隠れ債務があることも想定して、すべて登記をするようにしました。

~ その 15 に続く ~



この予定は変更する場合もございます

|        |                           |                        |
|--------|---------------------------|------------------------|
| 6月     | 1日(水)                     | 会議・研修日                 |
|        | 10日(金)                    | 住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分) |
| 7月     | 1日(金)                     | 会議・研修日                 |
|        | 11日(月)                    | ・労働保険料納付期限             |
|        |                           | ・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)   |
|        |                           | ・算定基礎届提出期限             |
| 16日(土) | 営業日                       |                        |
|        | 23日(土)                    | 営業日                    |
| 8月     | 2日(火)                     | 会議・研修日                 |
|        | 12日(金)                    | 通常営業(AM)・大掃除(PM)       |
|        | <b>13日(土)～16日(火) お盆休み</b> |                        |

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 毎日の朝礼  | 8:45 ~ 9:00            |
| 会議・研修日 | ・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで |
|        | ・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで  |

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

#### 編集後記

今回の表紙は、小諸市動物園のモルモットたちです。今年の春にリニューアルされたばかりのふれあい広場で、モルモットやパンダマウスとふれあうことができます。また、「モルモットのプリプリ大行進」では橋を駆け抜けるモルモットのかわいい姿を見ることができます。ふれあい広場や休憩所は屋根付きの施設ですので、梅雨の時期でもゆっくり楽しむことができます。ぜひ足を運んでみてください。

我が家では、この時期になると庭の梅の木から実を摘んで、梅酒を作ります。6/15現在、梅の実はまだ少し小さいのですが、昨年作った梅酒の瓶の日付を見ると6/12と記載されており、梅の木も最近の寒暖差の影響を受けていると感じています。

気を抜くと体調を崩しそうな日々が続いていますが、皆様ご自愛ください。

